

第三部 推 計 方 法

1 各勘定項目の推計方法

今回改訂された新方式による国民所得勘定の構成の詳細は、すでに第二部 国民所得統計において実際にみたところであり、基本勘定やそれに付属する主要系列表および付表のしくみやそれらの勘定表を構成する諸勘定項目の定義は、第一部 新国民所得勘定の概念構成において概述したとおりである。ここでは、基本勘定やそれに付属する主要系列表や付表の配列の順序にしたがって、各勘定項目の推計方法について、個々に説明することとする。

なお、以下の推計方法の説明は、簡略を旨としてできるだけ算式を用いて説明することとした。

I. 国民総生産と総支出勘定

これは市場価格で表示した国民ベースによる総生産額と総支出額とを表章した統合勘定であり、各構成項目は第2勘定以下の対応項目から転記される。

I-1. 国民所得 (要素費用表示の国民純生産)

I-10参照。

I-2. 資本減耗引当 V-4参照。

I-3. 間接税 IV-8参照。

I-4. (控除) 経常補助金 IV-2参照。

I-5. 統計上の不突合 V-8参照。

I-6. 個人消費支出 III-1参照。

I-7. 政府の財貨サービス経常購入 IV-1参照。

I-8. 国内総固定資本形成 V-1参照。

I-9. 在庫品増加 V-2参照。

I-10. 輸出と海外からの所得 VI-1参照。

I-11. (控除) 輸入と海外への所得 VI-4参照。

II. 国民所得分配勘定

この勘定の合計額は、わが国における正常な居住者の一定期間における生産活動によって発生し、経済諸主体または生産諸要素に帰属した、現金および現物の形態による税控除前所得の総額であり、雇用者所得、個人業主所得、法人所得、個人の財産所得などにわけて推計される。

I-1. 雇用者所得

雇用者所得は雇用者の提供した労働の報酬として受取る現金、現物給付の総額をいう。これは勤労所得税と社会保険料負担の控除前の金額で、雇主による社会保険料負担分をも含む。推計は賃金俸給、その他の給与および手当、社会保険料雇主負担分にかけて行なわれる。

(i) 賃金俸給所得

常用、日雇をとわず雇用者の地位にある人々の賃金俸給所得(重役俸給を除く)で、臨時の給与、賞与、現物給与を含む。

a. 農林水産業

(a) 農業

各年度の「農家経済調査報告」(農林省)より求めた全国平均一戸当り農業所得に対する農業雇用労賃の比率を、別途推計した各年度の農業個人業主所得に乘じて推計する。

$$\frac{\text{全国1戸当り農業雇用労賃}}{\text{全国1戸当り農業所得}} \times \text{農業個人業主所得 (租税公課諸負担を含む)}$$

(b) 林業

35年産業連関表の勤労所得を困営民営別に延長推計する。

i) 国営分は35年産業連関表の勤労所得国営分を国有林野特別会計(林野庁)の人件費支出済額の傾向で延長。

ii) 民営分は35年産業連関表の勤労所得民営分を農家経済調査全国一戸当り林業雇用労賃×農家戸数の傾向で延長。

(c) 水産業

35年産業連関表の勤労所得を漁家、企業体雇用労賃額×経営体数+法人企業統計給与額の傾向で延長推計する。

b. 農林水以外の産業

産業別、雇用形態別、規模別(但し、公務は全規模一本)の一人当り賃金にそれぞれの項目の雇用者数を乘じて推計する。

(a) 1人当り賃金

i) 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業・電気・ガス・水道業

(i) 常用雇用者

ア. 30人以上=各産業別現金給与総額(毎月勤労統計甲調査)+現物給与見積額(きまって支給する給与(毎勤甲調査)×現物給与の比率(給与構成調査))

イ.

$$\frac{\text{各産業別5~29人1人当り} \times \text{1~29人1人当り} \times \text{人員ウエイト} + \text{各産業別1~4人1人当り} \times \text{人員ウエイト}}{100.0}$$

(ウ) 5~29人 1人当り=各産業別現金給与総額(毎勤乙調査)+食事評価額

(エ) 1~4人 1人当り=きまって支給する給与(労災特別調査、毎勤乙調査)+臨時給与+食事評価額

(d) 人員ウエイトは事業所統計調査における産業別の1～29人の常雇に占める5～29人と1～4人のシェアによる。

(ii) 日雇労働者

ア. 30人以上—30人以上1日当り現金給与総額(毎勤甲調査)×労働日数(労働省調べ)

イ. 1～29人=5～29人1日当り現金給与総額(毎勤乙調査)(1～29人も同様とみなす)×労働日数(労働省調べ)

ii) サービス業

常用雇労働者、日雇労働者とも

(i) 30人以上—卸売小売業30人以上1人当り×格差により常用、日雇別に推計

(ii) 1～29人—卸売小売業1～29人1人当り×格差により常用、日雇別に推計

格差は「民間給与実態調査」から卸売小売業に対するサービス業の一人当り賃金の割合を30人以上、1～29人の規模別に求める。常用・日雇とも格差は同じ割合とみなす。

iii) 公務

(i) 国家公務員—一般職1人当り(人事院資料)×修正率(「政府職員給与実態調査」)

(ii) 都道府県職員—国家公務一般職1人当り(同上)×修正率(「地方公務員給与実態調査」等)

(iii) 市町村職員—都道府県1人当り×修正率(「地方公務員給与実態調査」等)

$$\frac{\text{国家1人当り} \times \text{人員ウエイト} + \text{都道府県1人当り} \times \text{人員ウエイト} + \text{市町村1人当り} \times \text{人員ウエイト}}{100.0}$$

人員ウエイトは人事院資料および自治省資料より三者の割合を求める。

(b) 雇労働者数

「国勢調査」を基礎にして毎月の「労働力調査」の傾向によって延長推計する。各産業別に延長した雇労働者総数が、非農林水雇労働者計で延長した計数と一致し、さらに就業者(個人業主合計と雇労働者合計)を加算一本で延長した計数に見合うに調整する。

i) 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・電気・ガス・水道業

(i) 30人以上常用雇労働者

各産業別38年事業所統計30人以上常用雇労働者数(労働省特別集計による常雇30人以上を用いる)× $\frac{\text{各産業別常用雇労働者数}}{\text{同}} \times \frac{\text{求める月}}{\text{上}} \times \frac{\text{38年6月}}{\text{上}}$

(毎月勤労統計甲調査)÷常用雇労働者数

(ii) 30人以上日雇労働者

各産業別臨時日雇延人員(毎月勤労統計甲調査)+1ヶ月当り労働日数(労働省調べ)÷日雇労働者数

(iii) 1～29人雇労働者

各産業別雇労働者数—(30人以上常用雇労働者+30人以上日雇労働者)—1～29人雇労働者数

ただし、運輸・通信・電気・ガス・水道業のみは上記算式から外洋輸送人員(35年産業連関表の計数を基礎に船員保険等を用いて延長推計)を差引く。

ア. 常用雇労働者数—1～29人雇労働者数×常用労働者の割合(「当期末常用労働者数/当期末常用労働者数(毎月勤労統計乙調査)+日雇人員(臨時日雇延人員+1ヶ月当り労働日数)

イ. 日雇労働者数—1～29人雇労働者数—1～29人常用雇労働者数

ii) サービス業

「国勢調査」を「労働力調査」で延長して求めた雇労働者数を「労働力調査」の常用(常雇+臨時)、日雇の割合で按分する。

(i) 30人以上常用雇労働者数—(常用雇労働者—駐留軍労働者(防衛施設庁資料)—国公立教職員数(事業所統計より推計))×30人以上の割合(事業所統計より推計)

(ii) 1～29人常用雇労働者数—(同上)—30人以上常用雇労働者数

(iii) 30人以上日雇労働者数—日雇労働者数×30人以上の割合(事業所統計より推計)

(iv) 1～29人日雇労働者数—日雇労働者数—30人以上日雇労働者数

(c) 所得額

i) 鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信・電気・ガス・水道業

(i) 30人以上常用所得額(1人当り×人員)+1～29人常用所得額(1人当り×人員)—常勤重役俸給+30人以上日雇所得額(1人当り×人員)+1～29日日雇所得額(1人当り×人員)

(ii) 運輸・通信・電気・ガス・水道業のみは上記算式に外洋輸送所得額(35年産業連関表の計数を基礎とし船員保険、船員毎月勤労統計等により延長する)を加算する。

(iii) 常勤重役俸給(その他の給与および手当)(I—1—(2)参照)に含まれる重役俸給のうちの一部が基礎資料(国勢調査(人員)、毎勤(1人当り))の中に含まれているのでその分を控除する。

推計方法は
 $\frac{\text{30人以上常用所得額} + \text{1～29人常用所得額}}{\text{常用雇労働者数}} \times \text{格差} \times \text{重役数}$

格差は「法人企業統計」より常用雇労働者と常勤役員平均1人当りに対する常勤役員1人当りの比率(金融保険不動産業は卸売と同様とみる)。重役数は「35年国勢調査」を基礎に「就業構造基本調査」、「法人企業統計」より推計。

ii) サービス業

30人以上所得額(1人当り×人員)+1～29人所得額(1人当り×人員)—常勤重役俸給+駐留軍労働者所得額(防衛施設庁資料)+国公立教育所得額(「学校基本調査」「地方教育費調査」)+30人以上日雇所得額(1人当り×人員)+1～29日日雇所得額(1人当り×人員)

iii) 公務

公務1人当り×人員(公務労働者—防衛庁人員—非常勤等の人員(人事院、自治省資料))+防衛庁職員所得額(決算書)+非常勤職員所得額(人事院、自治省資料)

(2) その他の給与および手当

勤め先が二つ以上ある場合、従たる方の勤め先からの賃金俸給所得(兼業の賃金俸給所得)重役俸給(益金処分の役員賞与は除く)、チップ、才費、退職金(社会保険から支払われるものは除く)、給与住宅差額家賃(給与住宅などの場合低廉な家賃と実質コストとの差額を現物給与の一種とみなす。)などを含む。

a. 兼業

農林水以外の賃金俸給所得× $\frac{\text{「家計調査」勤め先からの副業収入(本業でない勤め先から得た収入)}}{\text{同}} \times \frac{\text{本業収入(本業である勤め先から得た収入)}}{\text{同}}$

b. 重役俸給

「法人企業統計年報」の農林水産業以外の産業の役員給料手当をとる。ただし、本調査は金融保険業を含まない。

んでいないので、「民間給与実態調査」によって推計加算する。

c. チップ

卸売小売業、サービス業別に「25年個人別賃金調査」から推計したチップの割合を乗じて推計する。

d. 才費

国会議員分は衆参両院各会計課に、地方議員分は自治省財政課にそれぞれ照会する。

e. 退職金

(a) 民間企業分 源泉所得税表の退職金の民間分をとる。

(b) 政府関係機関 源泉所得税表の官公庁のうち政府関係機関分の退職金をとる。ただし最近は官公庁一本になったので官公庁の傾向で延長。なおここに含まれる国鉄、専売、電々の三公社の共済組合から支払われた退職金は「政府から個人への移転」(II—12, IV—3)に含まれているので「共済組合事業年報」から求めて控除する。

(c) 政府分、決算書および地方財政統計年報より退官退職手当をとる。

f. 給与住宅差額家賃

公営住宅家賃を実質コストとみなして推計。(公営住宅1戸当り家賃—給与住宅1戸当り家賃)(住宅統計調査)×給与住宅戸数

(g) 社会保険料雇主負担分

各社会保険の保険料の雇主負担分であるが、個人勘定や一般政府勘定の社会保険に含まれない組合管掌健康保険の民間企業分および私立学校職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合の保険料の雇主負担分も含む。各社会保険の保険料の収納済額をとり、これに雇主負担分の割合を乗じて推計する。

II—2 個人業主所得

個人業主所得は個人が企業の主体となり家族や雇労働者の労働を使って企業を運営して得た所得であるが、その実質は、企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する報酬との混合所得である。本業以外で受取る利子、配当、賃貸料などの所得は、個人の財産所得(I—3参照)に含まれるが、内職所得は個人業主所得に含まれる。

(1) 農林水産業

a. 農業

「農家経済調査報告」から全国平均一戸当り農業所得(経費的租税公課等を控除)を求め、これに農家戸数を乗じ、更に在庫品の増減について在庫品評価調整を行なう。農家戸数は「35年世界農林業センサス」

「40年中間農業センサス」(農林省)から求めた農家戸数を「農業調査」(農林省)の総農家戸数の動きで補間および補外推計する。

b. 林業

35年産業連関表の林業営業余剰から個人業主所得以外の付加価値を控除したものを、林業生産指数(素材、木炭、薪)×日銀卸売物価指数の傾向で延長推計する。

c. 水産業

35年産業連関表の水産業営業余剰+自家加工分一人業主所得以外の付加価値を漁業・企業体漁業所得×経営体数の傾向で延長推計する。

(2) 農林水産業以外の産業

各産業ごとの一業主当り平均所得にそれぞれの個人業主数を乗じて算出する。

a. 製造業および卸小売業

「事業所統計調査」(総理府統計局)からえた都市所在の個人経営事業所を母集団とする「個人企業経済調査」(総理府統計局)を基礎資料とする。

(a) 個人企業経済調査は四半期ごとに客体が変わるので、これによる不規則な変動を除くため、原計数を製造業、卸小売業の売上高、営業利益を四半期別、従業員規模別に四期移動平均して、その年間合計を基礎としての年度額とする。

(b) (a)の計数は「事業所のあるもの」だけを対象としているので、これを「事業所のないもの」をも含めた計数に修正するため、就業構造基本調査(統計局調)の四大鉱工業地帯(市部を代表するものとみなす)の従業員規模別事業所数をウェイトとして、(a)で求めた規模別計数を加重平均する。

(c) つぎに、加重平均計の都市所在の営業利益を全国分に修正するため就業構造基本調査の特別業計(国民所得部調べ)を用いて全国と都市の平均地域所得格差をとり調整し、これに製造業、卸小売業の業主数をそれぞれ生ずる。

b. その他の産業

就業構造基本調査より産業別平均所得格差をとり、さきの製造業一業主当り所得を第二次産業、卸小売業のそれを第三次産業の基礎として各産業の平均所得を求め、これに産業別個人業主数を乗じて推計する。

c. 減価償却費の控除、および在庫品評価調整

個人企業経済調査の利益は減価償却費の控除前のものであるので、別途に推計した個人企業の減価償却費(V-4参照)を産業別に差引き、更に在庫品評価

調整額を控除して、各産業の個人業主所得を算出する。

(3) 内職

内職所得は「世界農林業センサス」(農林省)、就業構造基本調査、個人企業経済調査により農家の兼業所得と勤労者の自営業所得および非農林水産業の自営業で他の非農林水産業の自営業を営むものに分けて推計する。

Ⅰ-3. 個人の財産所得

個人の財産所得は、個人および民間非営利団体、土地、建物および金融資産の所有者という資格で受取る貨幣所得と帰属所得である。これは賃貸料、利子および配当、海外からの財産所得を含む。

(1) 賃貸料

個人が有する不動産(有形、無形固定資産)からの賃貸料所得のほか、持家住宅については帰属家賃・貸間代の所得を含む。なお不動産の賃貸を業とする個人の所得は不動産業として個人業主所得(Ⅰ-2)に含まれるので、本項の賃貸料には含まれない。

また純家計、個人業主の如何を問わず、自己の消費目的のために使用した不動産の地代家賃は本項目に計上するが、営業用に使用している不動産の地代家賃は個人業主所得の一部を構成するから本項には含まれない。

賃貸料は、田畑小作料、地代、家賃および個人の所有する特許権、著作権などからの収入、民間非営利団体の賃貸料、海外からの賃貸料からなる。なお本項の所得は賃貸料総額から減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除した額である。

a. 田畑小作料

日本不動産研究所調べ「田畑別反当り小作料」(39年3月)から反当り平均固定資産税を控除した額に、田畑別小作地面積(「作物統計」、「世界農林業センサス」等から算出)を乗じて推計する。

b. 地代および家賃(以下、地代および家賃を単に家賃という)

(a) 家賃総額=1平方メートル当り家賃×個人所有家屋床面積

i) 一平方メートル家賃

基準を38年にとり、「住宅調査」(総理府統計局)から、市部・郡部別、持家・借家別、設備専用、設備共用別に家賃総額を算出し、この合計額を同調査から推計した総住宅床面積で割って、38年9月分の一平方メートル家賃をもとめ、家賃地代指数で38年に拡大する。

(なお持家住宅家賃総額をもとめる場合、借家

設備専用単価を使用。)

年次別推計は、38年の家賃単価を基礎とし住宅調査年次(23, 28, 33年)の家賃単価につき、同調査の総平均家賃単価の傾向から求め、その他の年次については地代家賃指数の傾向で補間又は補外する。

ii) 個人所有分家屋床面積

固定資産税概要調査(自治省)から木造・非木造別、用途別にもとめた個人分の家屋床面積から、消費用ならびに借用生産用床面積を、それぞれ推計し、これらを合算して38年分の個人所有分家屋床面積をもとめ、「固定資産税概要調査」、「土地家屋調査」(自治省)の年次別傾向によって各年次を推計する。

(b) 家賃純額

家賃総額から諸経費(修繕料、火災保険料、管理費、減価償却費および固定資産税)を控除して求める。修繕料、火災保険料および管理費は、「昭和28年家賃実態調査結果抄報」(建設省)から坪当り実家賃に対するこれらの経費割合を求め、これを家賃総額に乗じて算出する。減価償却費は、30年国富調査(経済企画庁)から家計資産残高をもとめ、これに定率法を適用する(詳細は減価償却の項参照)。固定資産税は、坪当り(3.3平方メートル)固定資産評価額に固定資産税率を乗じて、坪当り家屋ならびに宅地固定資産税をもとめ、これにそれぞれの個人所有分面積を乗じて合算する。

c. 無体財産権等使用料

個人が所有する特許権、著作権などの権利を貸付けることからえられる所得である。

d. その他

「民間非営利団体等消費および投資調査」(経済企画庁)から非営利団体賃貸料を、国際収支表(日本銀行)を用いて海外からの賃貸料を推計加算する。

(2) 利子

個人および家計にサービスを提供する民間非営利団体が政府や金融機関等の民間企業、および海外から受取る「貨幣利子」と「帰属利子」からなる。「帰属利子」とは、銀行などの金融機関の生産活動を評価するために設けられた項目で、金融機関の預金の保管、出納事務等のサービスに見合って個人の子金者がうけとったと擬制される所得である。これは、実際には無償のサービスとして提供される銀行のサービスを有償のサービスとみなすための国民所得計算上の擬制措置である。帰属利子の計上によって個人所得は増加するが、これに対応して支出

面でこの帰属利子に等しい金額が「個人消費支出」に「帰属サービス」の購入として計上される。

なお個人の受取る政府公債利子や消費者金融による金融機関等の利子所得は、一般政府ならびに消費者負債利子として、それぞれ控除する。

利子は個人貯金利子、有価証券利子、信託保険利子、非営利団体利子をまず推計し、これに海外からの利子を加算して国民ベースの利子所得を推計する。

a. 個人貯金利子

(a) 貨幣利子

全国銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書から、貯金の支払利息を、求めこれから個人、法人別子金残高などの比率を利用して個人の貨幣利子を推計し、これに労働省、労働金庫協会資料から推計した社内予金に対する利子受取額を加算する。

(b) 帰属利子

①一般金融機関の証券投資収入および貸付利子収入から、予金、債権、借入金などに対する利息および日本銀行からの借入金利子を控除したものに、個人、法人別子金残高などから求めた個人分の比率(営業用預金は除く)を乗じて推計する。②さらに「日銀統計月報」などから、農協、漁協分の帰属利子を推計の上、加算する。

b. 有価証券利子

国債、事業債利子の個人の受取分で、「国債統計年報」(大蔵省)「日銀経済統計月報」から推計する。

c. 信託保険利子

(a) 貨幣利子 大蔵省銀行局保険課資料から、生命保険、損害保険の支払利子をもとめ、個人分の貨幣利子を推計する。

(b) 帰属利子 個人の信託基金の利子収入、および生命保険会社、簡易保険および郵便年金によって個人の勘定として留保された余裕金の投資運用純収入を計上する。

信託利子は、「銀行局統計年報」(大蔵省)、「信託」(信託協会)から信託利子収入をもとめ、投資信託分を除く部分の個人分割を60%とみなして推計する。保険利子は銀行局保険課資料から損害保険の帰属利子、決算書(大蔵省)から簡易保険および郵便年金の投資運用純収入を求め、これを帰属利子として加算する。

d. その他

「民間非営利団体等消費および投資調査」(経済企画庁)から非営利団体利子を、国際収支表(日本銀行)から海外からの利子を推計加算する。

(3) 配当

法人所得の推計結果から算出した国内個人配当所得（Ⅰ-A-b参照）に「国際収支表」（日本銀行）から推計した海外からの個人配当の受取りを加算する。

- Ⅰ-4 法人企業から個人への移転 Ⅰ-A-d参照。
- Ⅰ-5 法人税および税外負担 IV-7参照。
- Ⅰ-6 法人留保 Ⅰ-A-c参照。
- Ⅰ-7 政府の事業所得および財産所得 IV-12参照。
- Ⅰ-8 (控除)一般政府負債利子 IV-13参照。
- Ⅰ-9 (控除)消費者負債利子

個人と民間非営利団体が、消費的負債に対して支払った利子で、質屋の利息収入、金融機関貸付利子、その他利子（社内貸付利子、共済および母子福祉世帯貸付利子）からなる。

(1) 質屋の利子収入

質屋組合連合会資料ならびに「公益質屋実態調査」（厚生省）等から求めた33暦年の推計額を基礎として「家計調査」（総理府統計局）および「農家経済調査」（農林省）による負債状況の動きを参考として延長推計する。

(2) 金融機関貸付利子

- a. 全国銀行、相互銀行、信用金庫については、日銀資料などを参考にしてもとめた消費者信用残高に貸出利率を乗じて算出する。
- b. 農協組（農業協同組合）については「農家資金動態調査」（農林省）に基き農協組平均貸出残高に占める個人消費資金相当分を求め、これに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗じて算出する。
- c. 労働金庫分は損益計算書から計算する。

(3) その他利子

a. 社内貸付利子

労働金庫協会調査「社内子金、社内貸付金実態調査」の「社内貸付金、使途別および金利状況」から35暦年分を推計し、同資料および労働省資料等からの社内子金残高の傾向で年次別に延長推計する。

b. 共済および母子福祉世帯貸付利子

共済分は、「国家公務員共済組合事業統計年報」（大蔵省）における長期・短期貸付経理の貸付利子合計額から消費分を推計する。

母子福祉世帯分は、「決算書」（大蔵省）から推計する。

Ⅰ-10 国民所得

Ⅰ-1からⅠ-9までの各項目の合計額に等しい。

Ⅰ-A 法人所得

(1) 法人格を有する企業が一定期間中に稼得した利潤であって、その処分形態から「法人税および税外負担」（Ⅰ-5）、「個人配当」（Ⅰ-3の一部）、「法人留保」（Ⅰ-6）および「法人企業から個人への移転」（Ⅰ-4）の項目に分けられる。

ここでいう法人所得は、いわゆる国民ベースで把握することになっているので、外国法人の国内での所得は除かれ、内国法人の国外での所得を加算した法人所得が求められる。したがって、法人所得の処分としての個人配当は、内国法人からの処分である配当のみが求められることになるが、個人の財産所得の内訳としての個人配当は、国民ベースで把握されているため、外国法人から受取る配当も含まれているので、両者の間にはその分だけ相違を生ずる。

(2) つぎに、法人所得関係の各項目の推計にあたっては、まず、法人所得を求め、これをもとに、その処分形態に応じて各項目を推計する。なお、在庫品の増減に対して在庫品評価調整を行なうため、法人留保（当然法人所得も）はその分だけ調整される。法人所得は、法人税申告書に記載された申告所得金額（申告欠損、繰越控除欠損金額の調整を含む）をもとにしているため、国民所得概念の法人所得とするために次のような過程で調整する。

- (a) 申告所得に対する補正額の加算 国税庁の税務調査の処理実績など
- (b) 青色申告法人の各種準備金、引当金の当期純増分 国税庁の「会社基本調査」における増減額など
- (c) 輸出所得など政策上の見地から所得控除を受けるものの加算 国税庁の「法人税事務処理実績報告」など
- (d) 法人税法の限度額を越えたため益金に加算された交際費および寄付金の繰算 国税庁の「会社基本調査」など
- (e) 日本銀行の国庫納付金の加算 日本銀行の決算書
- (f) 海外に支払われた要素所得の減算 国際収支表の「投資収益」および「その他サービス」
- (g) 海外から受取った要素所得の加算 同上

a. 法人税および税外負担

IV-7参照。

b. 個人配当

国内法人からの利益の配当、剰余金の分配または証券投資信託の収益の分配のうち個人が受取ったものおよび法人の役員が益金の処分として受けた賞与からなる。

(a) 利益の配当 支払配当金額（「源泉徴収税額表」国税庁）×個人株式所有割合（「株式分布状況」大蔵省）

(b) 投資信託の収益分配 株式配当金（信託銀行信託勘定の損益計算書）×個人応募割合（「証券営業状況報告」大蔵省）

(c) 役員賞与 法人企業統計（一般法人）、各種金融機関の財務諸表（金融法人）などより益金処分の役員賞与金の積上計算

c. 法人留保

法人所得から益金処分として外部に流出した法人税、配当、役員賞与を除いたもので、利益準備金、任意積立金などからなる。

したがって、法人留保は、法人所得から法人税および税外負担、個人配当を差引くことによって求める。

d. 法人企業から個人への移転

法人の所得計算上は経費として差引かれるが、法人部門の所得が個人部門に移転したものとみられる個人および民間非営利団体（個人にサービスを提供するもの、寺社、政党、労働組合等）に対する寄付金および貸倒金を推計する。

(a) 寄付金 支出寄付金（「会社基本調査」国税庁）×個人割合（60%）

(b) 貸倒金 法人企業統計（一般法人34年まで）各種金融機関の財務諸表（金融法人）の貸倒損失額×個人割合（商業統計の消費者販売割合、金融機関の個人借出比率）

Ⅰ-B 要素費用表示の産業別国民純生産

要素費用表示の産業別国内純生産に海外からの純所得を加算したものである。

「産業別国内純生産」は、国内の経常的生産活動にたいして提供された生産要素の費用の総計に等しい。これは国民所得分配勘定の各項目を国内ベースにのべて在庫品評価調整前の段階で計数を産業別に紐替え、更に別途算出した在庫品評価調整額を産業別に調整して求める。

(1) 雇用者所得

a. 賃金俸給所得

もともと産業別推計である。

b. その他の給与および手当

(a) 兼業、退職金、給与住宅差額家賃賃金俸給所得（農林水産業を除く）の産業別構成比で総額を配分する。

(b) 重役俸給

産業別に推計する。

(e) チョップ

卸売小売業とサービス業に分けて推計する。

(d) 才費

公務に計上する。

c. 社会保険料雇主負担分

非農林水産業の雇用者数の構成比で配分する。

(2) 個人業主所得

内職を除いてはもともと産業別の推計である。

内職のうち第1種兼業農家分は産業別に求め、その他の分は農林水以外の個人業主所得の構成比で配分する。

(3) 個人賃貸所得

a. 田畑小作料

農業に計上する。

b. 宅地地代家賃および非営利団体賃貸料

不動産業に計上する。

c. その他

税務統計の会社業種別表の損益額で金融保険業とその他の産業に分割し、このその他を「法人企業統計年報」の動産不動産賃借料の産業別構成比により配分する。

(4) 個人利子所得

個人利子所得—公債利子—消費者負債利子を「本邦経済統計年報」（日本銀行）の各金融機関業種別貸出残高合計額の産業別構成比で配分する。

(5) 法人所得

法人所得—日銀納付金を会社業種別表の損益額によって金融保険業とその他にわけ、さらにこのその他を「法人企業統計年報」（大蔵省）の営業損益の産業別構成比で配分する。日銀納付金は金融保険業に含める。

(6) 政府の事業所得および財産所得

a. 政府の事業所得

中央、地方双方の企業会計からの剰余金をそれぞれの産業に計上する。

b. 政府の財産所得

個人賃貸所得、個人利子所得、政府の事業所得の合計の産業別構成比で配分する。

(7) 在庫品評価調整額

政府分は一般政府勘定、法人・個人は資本形成勘定から産業別に得られるのでこれを合算して、各産業別の在庫品評価調整額を求める。

(8) 海外からの純所得

海外勘定の計数を転記する。

II 個人勘定

個人勘定は個人部門（家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体）の所得とその処分を表章する。個人消費支出と個人貯蓄を除く各構成項目は、いずれも他勘定の対応項目の推計値を転記したものである。

III-1 個人消費支出

家計と民間非営利団体（家計にサービスを提供するものに限る）の財貨サービスに対する最終支出額から、同種の売却額（主として中古品取引）と、海外に贈られた現物贈与の純額とを控除した価格で示される。ここで最終支出額というのはこの部門に売渡された最終生産物の価値を測るものであって、現金支出を伴うもののほか月賦、信用買いによる購入もその期間の消費に含まれ、耐久財、非耐久財をとわずすべての財貨購入が計上されるが、土地建物は除かれる。

食料、宿舍および衣料など雇用者に支給された現物所得は原価で評価し、また自家用住宅の賃貸料や農家の自家消費、および金融機関からの帰属サービス購入も評価計上する。

政府の政策を実現するための手段として与えられるサービスへの支出、たとえば、国公立病院収入、国公立学校授業料、入学検定料、保健所使用料等の支払は、家計から一般政府への移転支出（IV-10参照）とされて個人消費支出には含まれない。

(1) 家計消費支出

個人消費支出の主要部分である家計消費支出はいわゆる家計調査法により推計する。まず、世帯を農家、非農家普通世帯、単身者に区分し、家計調査の分類にしたがい5大費目（但し、住居費は地代家賃、設備修繕、その他に分割）の世帯当り家計費にそれぞれの世帯数を乗じて算出する。この推計値に下記算式の②以下の項目を加算控除した計数が家計消費支出である。

[算式]

- ① 家計調査法による雑費再分割後の個人消費支出（飲食費、被服費、光熱費、住居費（地代家賃、設備修繕、その他）、雑費）
- ② " (地代家賃、設備修繕)
- ③ 家庭外消費
- ④ 学校給食費（政府補助分）
- ⑤ 自衛隊現物給与（食料）
- ⑥ " (衣料)
- ⑦ 地代家賃
- ⑧ 設備修繕（借家人自己負担相当額）
- ⑨ 金融機関等の帰属サービス
- ⑩ 社会保険による医療現物給付
- ⑪ 税外負担

- ⑫ 個人から政府へのその他の移転 雑費
- ⑬ 火災保険料
- ⑭ 仕送金贈与金等

合計（家計消費支出）=①-②+③-④-⑤-⑥

a. 家計調査法による個人消費支出

(a) 第一段階（原系列推計）

i) 家計費

(i) 農家

ア 「農家経済調査年報」（農林省）から全国平均一戸当り家計費（贈費を含む）を求め光熱費から水道料を住居費へ移し、別途公課諸負担から農経調の家計費に含まれていない市町村寄附、その他の公課諸負担を雑費に加算する。

イ ついで農家経済調査の一戸当り人員と、ii)の世帯数推計から求めた一戸当り人員が異なるので後者のベースに合せるため人員調整係数によって一戸当り家計費を修正する。

(ii) 非農家普通世帯

ア 「家計調査」(統計局)から全国平均、全世界帯、品目分類による家計費を求め、雑費のうちたばこを飲食費へ移し、家計費に含まれていない非消費支出の内のその他の非消費支出を雑費に加算するとともに現物支出額を費目別に加算する。

イ ついで家計調査の一世帯当り人員とii)の世帯数推計から求めた一世帯当り人員が異なるので後者のベースに合せるため人員調整係数によって、一世帯当り家計費を修正する。

(iii) 単身者の家計費

ア 「全国消費実態調査」(統計局)の34年報告から単身労働者の家計費を求め、非農家同様雑費の内のたばこを飲食費へ移し、家計費に含まれていない非消費支出のうちのそれを雑費に加算する。

イ この結果を、「国鉄職員生計調査」の単身自活者の34年10、11月分調査を基準にその傾向で延長推計する。

ii) 世帯数

四半期別に「国勢調査」(統計局)、「農業センサス」(農林省)、「人口推計月報」(統計局)、「労働力調査月報」(統計局)、「農家経済調査」・「家計調査」を用いて世帯数人口、世帯人員を算出する。

(i) 農家

ア 農家戸数

昭和35年の「世界農業センサス」、40年の「中間農業センサス」および「農家経済調査」(いずれも農林省)を利用して補間及び補外推計する。

イ 一戸当り人員

35年1-3月、40年1-3月について農業センサスによる一戸当り人員を求め、それぞれについて農家経済調査から一戸当り人員に対する比を算出し、この比を直線補間して、各期の農家経済調査一戸当り人員に乗じて算出する。

ウ 農家人口

農家戸数×一戸当り人員(イ) による。

(ii) 非農家普通世帯

ア 世帯数

(国勢調査結果およびこれに連続する労働の一般世帯数)÷農家戸数 による。

イ 一世帯当り人員

人口(ウ)+世帯数(イ) による。

ウ 人口

総人口-単身者数-農家人口 による。

(iii) 単身者数

総人口× $\frac{\text{単身者数}}{\text{国勢調査総人口}}$ による。

(b) 第二段階（雑費再分割）

第一段階において家計費×世帯数から求めた原系列推計は完全な品目別、費目別の推計結果になっていない。具体的には農家の交際費、臨時費、非農家のこづかい、つきあい費が雑費に含まれている。したがってこれらを品目別に分類して費目別に分割する必要がある。この費目別分割は家計調査、農家経済調査の費目別構成比を求めて分割する方法をとる。その際常識的に交際費、こづかいから支出されないと考えられる項目を除いたもので構成比を求める。

i 農家

交際費のうち来客諸会合は飲食費に、その他の交際費は地代家賃、設備修繕、光熱費以外に配分する。臨時費は品目別に集計してそれぞれの費目に配分する。

ii 非農家

家計調査を用いて地代家賃、設備修繕、光熱費

以外に配分する。

b. 加算又は控除項目

aで求めた家計調査法による結果（雑費再分割後）から地代家賃、設備修繕費を除き、以下の概念および範囲上の加算ないしは控除する。

(a) 加算項目

i) 家庭外消費

家計調査全世界品目分類全国平均一世帯当りこづかい、つきあい費×非農家世帯数×もれ率

家計外消費とは違って、家計調査における主人こづかい、親がかり世帯員の動先き取入からの支出の脱漏分である。

ii) 学校給食費

国の決算書から政府補助分を求める。

iii) 自衛隊現物給与

食料、衣服について防衛庁の支出済額から求める。

iv) 地代家賃

総地代家賃（民営分）×個人消費費用割合+公営給与住宅+給与住宅屋主負担分+住宅あっ旋手数料による。

v) 設備修繕費

家計調査法で推計した設備修繕費から借家人の自己負担相当額を求める。（iv）の地代家賃には含まれない部分）

vi) 金融機関等の帰属サービス

金融機関の帰属利子+簡保・損保の帰属利子+生命保険会社の経費総額+証券手数料（信託報酬を含む）の算式によりそれぞれの損益計算書から求める。

vii) 社会保険による医療現物給付

「社会保険診療報酬支払基金年報」から求めた支払確定額+（労働省所管労災保険給付額×現物割合）+（厚生省所管国民健康保険給付額×現物割合）

(b) 控除項目

家計調査による雑費の推計結果に含まれているので控除する。

i) 税外負担

徴収没収金、弁償違約金、延滞金等の個人分を政府の収入済額から求める。

ii) 個人から政府への移転

国公立病院収入、国公立学校授業料 入学検定

料、保健所使用料等を政府の収入済額から求める。

iii) 火災保険料

地代家賃の原面に織込まれているので、保険年額(大蔵省)より(保険料収入-返戻金)×住宅分割合× $\frac{\text{家計調査雑費非農家分}}{\text{家計調査雑費合計}}$

iv) 仕送金贈与金等

家計調査法による雑費推計額× $\frac{\text{全国消費実態(原系列推計)の農家・非農家}}{\text{家計調査・農家}} \times \frac{\text{家計調査・農家}}{\text{家計調査・農家}} \times \frac{\text{家計調査・農家}}{\text{家計調査・農家}}$

贈与金等

(2) 民間非営利団体消費支出

38,39年度「民間非営利団体等消費および投資調査」(経済企画庁)によって求めた。

(3) 海外における居住者の消費支出など

a. 居住者の海外消費支出

家計調査法を中心とした推計方式によっているので非居住者の国内消費支出は含まれていない。したがって国民ベースとするため居住者の海外消費支出を加算する。これは「国際収支表」(日本銀行)から求める。

b. (控除) 海外現物贈与(純額)

「日本貿易月表」(大蔵省)によって、その特殊貿易の項における慰問救済および寄贈の貨物の輸出-輸入によって求めた。

■-A 支出品目別・支出形態別家計消費支出

農家と非農家とその他に分けて、農家については「農家生計費統計」(農林省)の第2編、第1表、全国平均、年次別、専業別にみた農家の生活物資の消費、非農家については、「家計調査年報」(統計局)の(品目分類)第15表「主要生活用品の年間および月間1世帯当りの購入数量、支出金額および平均価格、全都市の表を用いて費目別に個々の品目を検討して品目別・形態別の構成比を作成して「費目別の推計結果」を細分割する方法をとった。

(1) 支出品目別家計消費支出

a. 飲食費

農家・非農家ともデフレータンドとして分割した計数を「(a)食品」、「(b)食料」、「(c)たばこ」の三部門に組替えた。

学校給食費・自衛隊現物給与は「(a)食品」とした。

b. 被服費 次の4項目の構成比を作成して分割した。

「(d)被服その他の身の廻り品」 「(e)家具備品世帯

道具」 「(h)家事維持費」 「(k)リクリエーションおよび娯楽」、自衛隊現物給与は「(d)被服その他の身の廻り品」とした。

c. 光熱費 すべて「(e)燃料および灯火」とした。

d. 住居費

i. 地代家賃 すべて「(f)賃貸料および水道料」とした。

ii 設備修繕 上記地代家賃に含まれない借家人の自己負担による設備修繕部分である。すべて「(f)賃貸料および水道料」とした。

iii 家具什器その他 次の5項目の構成比を作成して分割した。

「(f)賃貸料および水道料」 「(g)家具備品世帯道具」 「(h)家事維持費」 「(j)交通および通信」 「(k)リクリエーションおよび娯楽」

e. 雑費

次の5項目の構成比を作成して分割した。

「(h)家事維持費」 「(i)保健および衛生」 「(j)交通および通信」 「(k)リクリエーションおよび娯楽」 「(l)その他のサービス」

雑費における調整項目は次のように扱った。

i. 加算項目

(i) 金融機関等の附属サービス等(含生保) 「(e)その他のサービス」

(ii) 医療現物給付 「(i)保健および衛生」

ii 控除項目

(i) 仕送金、贈与金等 } 「(l)その他のサービス」

(ii) 税外負担

(iii) 個人から政府への移転 内容によって「(i)保健および衛生」と「(l)その他のサービス」に分けた。

(iv) 火災保険料 「(l)その他のサービス」とした。

(2) 支出形態別家計消費支出

a. 飲食費 すべて非耐久財とした。

b. 被服費 先づ耐久財を選びついでサービス部分を推定し、残りを非耐久財として構成比を作成して分割した。

自衛隊現物給与は非耐久財とした。

c. 光熱費 すべて非耐久財とした。

d. 住居費

i. 地代家賃 すべてサービスとした。

ii. 設備修繕

家計調査年報による設備修繕費の内容を次のように耐久財、非耐久財、サービスに推定分類した構成比によって細分割した。

木材(耐久財) たたみ表巻(耐久財5、サービス5) 板ガラス(非耐久財) 手間代(サービス) 金具(非耐久財) その他の修繕材料(耐久財5、非耐久財5) 上敷ゴザ(耐久財)

障子紙(非耐久財) 設備費(サービス) その他(耐久財2、非耐久財4、サービス4)

iii 家具什器その他 先づ「非耐久財」と「サービス」部分を推定し、残りを「非耐久財」として構成比を作成して分割した。

e. 雑費 先づ耐久財とサービスを推定分類し、残りを非耐久財として構成を作成分割した。

雑費における調整項目は次のように扱った。

i. 加算項目

(i) 金融機関等の附属サービス等(含生保)は、サービスとした。

(ii) 医療現物給付は、非耐久財とした。

ii. 控除項目

(i) 仕送金、贈与金等 } は、サービスとした。

(ii) 税外負担

(iii) 個人から政府への移転

(iv) 火災保険料

■-B 家計外消費支出

これは昭和35年の産業連関表の計数をその使途別の分類に組替えたもので利用者の便に供するためのものである。ここにいう家計外消費とは、企業の消費的支出をいい、税法上ならびに会計処理上、経費控除が認められているものに相当する。ただし、国民経済計算の概念上雇用者所得とされる「法定福利費」「現物給与見積額」「通勤交通費支給額」「退職金支払額等」は含まない。

「法人企業間接費調査」(経済企画庁)を基礎資料として推計したのち、同調査の対象から除外されている農林水産業、金融保険業および政府部門の家計外消費を別途推計加算して全国の総額を算定した。なお、前記調査に基づいた推計値のうち、食料品製造業、鉄鋼業、運輸通信業、非営利団体等については、より精度の高いと思われる別の資料で補正した。

■-2 個人税および税外負担 IV-6参照。

■-3 社会保険に対する負担 IV-9参照。

■-4 個人から政府へのその他の移転 IV-10参照。

■-5 個人から海外への移転 IV-5参照。

■-6 個人貯蓄

個人貯蓄-個人所得-個人消費支出-個人税および税外負担-社会保険に対する負担-個人の政府へのその他の移転

■-7 雇用者所得 I-1参照。

■-8 個人業主所得 I-2参照。

■-9 個人の財産所得 I-3参照。

■-10 法人企業から個人への移転 I-A.d.参照。

■-11 (控除)消費負債利子 I-9参照。

■-12 政府から個人への移転 IV-3参照。

■-13 海外から個人への移転 VI-2参照。

■-C 個人可処分所得

個人消費支出(■-1)と個人貯蓄(■-6)との和である。

IV. 一般政府勘定

1. 国(中央政府)および地方公共団体(県市町村などの地方政府)による財政活動を受払の形式で要約した政府の経常勘定であり、国民経済における経済主体としての財政が、国民所得の形成に關係する面においての収支バランスを示す勘定である。

構成項目をみると、収入側は「個人税および税外負担」「法人税および税外負担」「間接税」「社会保険に対する負担」「個人からのその他の移転」「海外からの移転」「政府の事業所得および財産所得」「一般政府負債利子」(控除項目)の8項目からなり支出側は「財貨サービスの経常購入」「経常補助金」「個人への移転」「海外への移転」「政府経常余利」の5項目からなっている。

2. 政府の範囲と分類

国民所得勘定における政府の範囲と分類は次の通りである。

(1) 中央財政

a. 一般会計

b. 非企業会計 特別会計のうちcの(a)に分類される以外のもの。

c. 企業会計

(a) 特別会計 特別会計中業務の性格機能から見て企業的なものをこれに含める。具体的な基準としてはi)独立採算制が規定されておりii)財務諸表が作成されているものを企業としているが更に企業活動の目的による性格が社会的か経済的かを検討して後者を企業に分類した。

企業とみなした特別会計は次の通りである。

- ①造幣局特別会計、②印刷局特別会計、③黄金運用部特別会計、④黄金属特別会計、⑤食糧管理特別会計、⑥森林保険特別会計、⑦国有林野事業

特別会計中の国有林野事業勘定、④糸価安定特別会計、⑤中小漁業融資保証保険特別会計、⑥アルコール専売事業特別会計、⑦輸出保険特別会計、⑧郵政事業特別会計、⑨郵便貯金特別会計、⑩簡易生命保険および郵便年金特別会計

(b) 政府関係機関

①日本専売公社、②日本国有鉄道、③日本電信電話公社、④国民金融公庫、⑤住宅金融公庫、⑥農林漁業金融公庫、⑦中小企業金融公庫、⑧北海道東北開発公庫、⑨公営企業金融公庫、⑩中小企業信用保険公庫、⑪医療金融公庫、⑫日本開発銀行、⑬日本輸出入銀行

(c) その他政府企業

政府が全額出資しておりかつ政府の強度の監督(①役員任命を主務大臣が行うこと、②予算事業計画書業務報告書および財務諸表について主務大臣の承認を受ける必要のあること、③会計検査院の定期的検査の対象とされていること。)下におかれている企業、ただし制度的な分類も加味して上記の基準に該当しなくても、業務内容が国家目的から見て特に政府部門と見なすのが適当と考えられるものを含める。①日本住宅公団、②日本道路公団、③愛知用水公団、④農地開発機械公団、⑤森林開発機械公団、⑥国内旅客船公団、⑦首都高速道路公団、⑧水資源開発公団、⑨阪神高速道路公団、⑩鉄道建設公団、⑪日本原子力研究所、⑫原子燃料公社、⑬帝都高速度交通営団、⑭電通開発株式会社

(2) 地方財政

a. 普通会計

b. 非企業会計 病院事業、下水道事業、国民健康保険事業、公益質屋事業、農業共済事業

c. 企業会計

公営企業会計(水道、交通、電気、ガスその他、但し、病院事業を除く。)公営企業法適用・適用外の双方を含む。

準公営企業会計(簡易水道、港湾整備、市場と畜場整備、観光施設、宅地造成、造林事業、但し、病院事業、下水道事業を除く。)

収益事業会計

Ⅳ-1 政府の財貨サービス経常購入

政府の財貨サービス経常購入=政府の財貨サービス購入-政府の総資本形成。

政府の財貨サービス購入=才出総額-控除項目により算出する。

(1) 控除項目

政府の才出項目のうち、国民所得勘定上政府の財貨サービス購入のための支出と見なされない項目である。

一般会計の控除項目をあげれば、次の通りである。

a. 会計間重複

特別会計および地方財政の才入に移転され、それらの会計で財貨サービスの購入等にむけられる重複分である。交付税、国立学校、道路、治水各特別会計への繰入れ等が主要なものである。

b. 補助金 Ⅳ-2 参照。

c. 出資および投資

政府企業や民間事業者に対する出資金であり、海外経済協力基金出資金、育英実金貸付金等を含む。

d. 個人への移転 Ⅳ-3 参照。

e. 国債費

一般会計から国債整理基金特別会計への繰入額である。

f. その他

才出のうち財貨サービスの購入とみなされないで、上記 a. から e. までのいずれにも属さないものを一括計上した。各種国際機関に対する分担金等からなる。

g. 政府の資本形成

Ⅴ-1 および Ⅴ-2 の政府部門の項参照。

Ⅳ-2 経常補助金

生産者の損失補填を目的として、政府から企業(企業にサービスを提供する民間非営利団体を含む)に一方的に給付される経常補助金で、要素費用表示の国民所得額から差引かれて市場価格表示による国民総生産を構成する一項目である。食糧管理特別会計への一般会計からの繰入額中経常損失の範囲内の金額はこの項目に含める。

Ⅳ-3 政府から個人への移転

政府から家計および民間非営利団体への一方的経常移転支出で、国民福祉に関する所定の社会基準に該当する特定範囲の個人を給付対象とする支出(各種社会保険、給付金、生活保護費、恩給など)である。現物給付を含める。一般会計・特別会計の才出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。

Ⅳ-4 政府から海外への移転 Ⅳ-6 参照。

Ⅳ-5 政府経常剰余

政府の経常収入総額から経常支出総額を控除することによって得られる受け払いのバランス項目であり、政府部門の貯蓄を意味し、政府資本形成の主たる財源となるものである。

Ⅳ-6 個人税および税外負担

直接税の個人負担分とそれに類する個人から政府に対する一方的支出である。国民所得勘定における直接税とは最

終的に個人に帰属する所得の処分の際に課されるので、要素費用に包含される租税である。

個人税は、所得税、相続税、都道府県民税と市町村民税の所得割および均等割等からなり、税外負担は個人の負担する懲罰没収金、弁償違約金および接収貴金属等返還納付金等からなる。いずれも、才入決算明細書、地方財政統計年報から集計する。

Ⅳ-7 法人税および税外負担

直接税のうち法人負担分と、法人から政府に対するそれに類する一方的支払いである。法人税としては法人税のほか都道府県民税と市町村民税の法人税割および法人均等割をとり、税外負担は法人の負担する懲罰没収金、弁償違約金、日銀納付金、延滞金加算金等をとった。基礎資料は個人税と同様である。

Ⅳ-8 間接税

主として生産段階において生産行為に対し課される租税で、要素費用表示の国民所得に追加されて市場価格表示の国民総生産の一項目を構成する租税とそれに類する税外収入である。具体的な判定基準としては税法上所得算定に際して、経費算入を認められる租税をとっている。間接税には、酒税、砂糖消費税、関税、事業税等があり、税外収入は免許手数料専売公社納付金、アルコール専売特別会計納付金等からなる。

Ⅳ-9 社会保険に対する負担

各種社会保険の保険料、納金、掛金等で多くは雇用者と雇用主が負担する。医療保障としての健康保険、国民健康保険等と生活補償としての失業保険および年金恩給としての厚生年金保険、国民年金、恩給、共済組合掛金等からなる。以上のうち、恩給は一般会計と特別会計の恩給法納金と負担金を計上し、共済組合と国民健康保険は事業年報月報から、その他は各特別会計の決算から集計する。

Ⅳ-10 個人からのその他の移転

政府収入のうち、個人(家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体を含む)からの任意的経常移転収入で、授業料、入学検定料、日本中央競馬会納付金、保育所使用料、保健所使用料、病院収入、各種手数料の個人分等からなる。国地方の才入決算書から集計する。

Ⅳ-11 海外から政府への移転 Ⅳ-3 参照。

Ⅳ-12 政府の事業所得および財産所得

官公事業の生産活動に伴って生じた所得と一般会計、普通会計、非企業会計における賃貸料収入と利子配当金収入を含む。

官公事業剰余は各企業の損益計算書上の損益額をとる。食糧管理特別会計は、一般会計からの繰入額の内、経常補助金と見なされる金額を損失補填に当てられたものとして

欠損金額から控除する。

基礎資料は一般会計、特別会計、政府関係機関の各決算書、地方公営企業年報等である。

Ⅳ-13 一般政府負債利子(控除)

一般会計、普通会計および非企業会計における消費的資金調達のための公債発行に伴う支払利子である。

国債整理基金特別会計の支払利子、割引料の支出済額より選定計上する。

Ⅴ. 資本形成勘定

国内総資本形成は、一般政府、企業、家計および民間非営利団体等の資本ストックへの当該期間中の総付加分で、建物、構築物その他、機械装置等への支出である「総固定資本形成」と原材料、仕掛品、製品・商品などの物量的増減を金額で表示した「在庫品増加」とに大別される。これに「海外に対する債権の純増」を加えたものが総資本形式である。

Ⅴ-1 国内総固定資本形成

総固定資本形成の推計は、物的方法を基本的な方法として採用し、人的方法を併用して推計する。物的方法によって資本財種類別に国内総固定資本形成額を推計し、人的方法によって、物的方法によっては推計できない主体別および産業別の総固定資本形成額を推計する。推計方法の相違によって発生する推計値の差額は、主要系列表においては民間部門に含め、付表においては「調整項目」として、主体別分類では民間総固定資本形成の、産業別分類では総固定資本形成の一項目として掲げている。なお、固定資本形成は、以下の a.~f. の基準に該当する支出のみを推計する。

- a. 耐用年数1年以上、1品目1件当りの金額がおおむね1万円以上の固定資産の取得に対する支出。
- b. 固定資産の取得に要する直接的経費。
- c. 修繕補修のうち改良、改造に支出した費用(単なる修繕補修は除く)。
- d. 改善資産(レール、電線など)に対する支出のうち、新設、改良向け支出分。
- e. 建設工事、船舶および重機械などの内需向け仕掛工事(支出把握の時点は進捗ベース)。
- f. 土地改良および住宅建築向け個人(民間非営利団体を含む)の支出。

(1) 国内総固定資本形成の物的推計方法(コモディティ・フロー法)

コモディティ・フロー法による総固定資本形成の推計は、機械器具、建設および大動植物の三部門に分けて行なう。

a. 機械器具